和歌山市観光ポータルサイト構築運用業務に係る事業者募集要領

公表日:令和6年12月23日 (2024年)

1. 契約概要

- (1)業務名称:和歌山市観光ポータルサイト構築運用業務
- (2)目 的:和歌山市観光協会の現行 HPでは、特に観光消費への波及の面や高い利便性 に資する機能の不足が課題であることから、それらの課題を解決する機能を 強化したサイトを新たに立ち上げることで、観光消費額の増大やより効果的 な誘客促進につなげることを目的とする。
- (3)業務内容:別紙「和歌山市観光ポータルサイト構築運用業務委託仕様書」のとおり
- (4)業務期間:契約締結日から令和7年3月31日まで
- 2. 見積限度額(予定価格)
 - 6,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- 3. 日程

次のとおり予定している。

公表	令和6年12月23日(月)	
質問の受付	令和7年1月6日(月)	11時00分まで
応募シート等企画提案書の提出	令和7年1月10日(金)	17時00分まで
企画提案評価 (書面による)	令和7年1月14日(火)	(予定)
結果通知	令和7年1月15日(木)	(予定)
契約締結	令和7年1月15日(木)以降	(予定)

4. 参加資格

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税(和歌山市が賦課徴収するものに限る。)
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (3) 和歌山市物品等調達業者指名停止要綱(平成5年5月1日制定)又は和歌山市建設工事

等指名停止基準(平成15年5月1日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年6月1 日制定)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生 手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事 件に係るものを含む。)があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定(同 法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含 む。)を受けている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又 は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあっては同法の規定による再生 計画認可の決定を受けている者であること。
- (6)集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者でないこと、また、宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
- (7) 本業務を的確に遂行する能力を有すること。
- 5. 応募シート等企画提案書類の作成及び提出
 - (1)提出書類
 - ア 会社概要調書(様式1)
 - イ 応募シート(様式2)
 - ウ 工程表(任意様式)

契約締結後、令和7年3月31日の業務期限までにどのような時系列で本業務を遂行するのかについて工程表を作成してください。

工 企画提案書(任意様式)

仕様書に掲げる内容を把握した上で、企画提案書(A4判、10ページ以内)を作成してください。仕様書に則った内容であれば、その他掲載する内容についての指定はないため、評価ポイントを踏まえて自由に提案してください。なお、1事業者につき1提案とし、複数の提案を行うことは認めない。

オ 見積書(任意様式)

積算内訳を明示してください。また、見積金額は消費税及び地方消費税の額を含む金額 としてください。

カ 業務実施体制(任意様式)

応募シートに書ききれない場合、業務実施体制について別紙として作成してください。

- キ 納税証明書(写し)※ただし企画提案書提出時点から3か月以内のものに限る。
 - (ア)和歌山市税の完納証明書(写し)

和歌山市からの課税がない場合は、その旨書面で申し出ください。(任意様式)

(イ)国税の納税証明書(写し又は電子納税証明書(PDF形式))

個人事業主の場合は納税証明書(その3の2)

法人の場合は納税証明書(その3の3)

(2) 提出部数

正本1部及び副本として正本提出書類のデーター式を提出すること。

(3) 提出期限

令和7年1月10日(金)17時00分まで(必着)

(4) 提出先

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 本庁舎10階

(一社) 和歌山市観光協会事務局

Tel: 073-433-8118 Fax: 073-433-8555

E-mail: mail@wakayamacity-tourist.com

(5) 提出方法

正本は持参又は郵送で提出し、副本データは上記提出先メールアドレス宛てメールで提出すること(正本の提出が提出期限を過ぎた場合は、失格とする)。

持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分まで。 郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とする こと。

6. 質問の受付及び回答

本募集に関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問方法

電子メールもしくは質問書(様式3)を持参又は郵送で提出すること。 なお、電子メールの場合は件名を「和歌山市観光ポータルサイト質問書」とし、質問書 (様式2)を添付すること。

(2) 提出期限

令和7年1月6日(月)11時00分(必着)

(3) 提出先

5. (4) に同じ。

(4)回答方法

令和7年1月8日(木) 17時00分までに、和歌山市観光協会ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載(公開)する。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けない。

7. 評価方法

評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

企画提案者から提出された応募シート等企画提案について、次の8. 評価基準及び配点 で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契 約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。ただ し、提出されたすべての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定 しない場合がある。

(2) 評価日時等

ア 実施内容

提出書面で評価する。

イ 実施日時

令和7年1月14日(火)(予定)

(3) 選考結果の通知

選考結果は、書面により各提案者に通知する(令和7年1月15日(水)予定)。

8. 評価基準及び配点

次の評価基準に基づき評価する。なお、60/100点(6割)を最低基準とする。

評 価 項 目		二十 上	
大 項 目	小 項 目	配点	
過去の類似実績	○類似業務の実施実績があるか	10点	
	○業務を実施する上で適切な実施体制か(過去		
実施体制	に類似業務の経験がある者を業務チームに含ん	10点	
	でいるか等)		
	○本業務の趣旨を的確に理解した提案内容とな	50点	
提案内容の的確性と独	っているか		
自性	○仕様書の内容に則った内容となっているか	5 0 点	
	○実現性のある独自の取組提案があるか		
	○見積金額		
見積金額	○提案内容との整合性はとれているか	30点	

評価結果の最も高い者が2社となった場合は、提案内容の的確性と独自性の項目の評価により受託候補者を特定する

9. 契約に関する事項

(1) 支払い方法

成果品の確認後、業務完了払いとする。

(2) 契約の締結

特定された受託候補者と協議の上、契約を締結する。なお、協議段階等において特定された受託候補者と不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(3) 契約書作成の要否

必要である。

10. 失格事項

本募集の提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 仕様書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 仕様書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の内容に基づき提案したもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (6) 参考見積書の金額が、見積限度額(予定価格)を超過したもの
- (7)参加資格を満たさない者

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。なお、実施要領を承諾の上、仕様書の業務一切を履行可能な場合のみ、応募を行うこと。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書については、市・市議会(市民)等で説明を要する場合、和歌山市観光協会は同意なく無償で使用することができる。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合 は、受託候補者を特定する。
- (6) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受託候補者が本要領に示された 失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。
- (7) 受託候補者特定後、和歌山市観光協会と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- (8) 選定結果は、後日、和歌山市観光協会のホームページで公表するものとする。ただし、 異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市観光協会のホームページ等で公表する予定である。
- (10)事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市観光協会に帰属するものとし、詳細については協議により決定するものとする。
- (11) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿 類は、事業終了後5年間保管すること。
- (12) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。また、提出された企画提案書等は、本募集の選定に係る公表以外に、提案者に無断で使用しない。なお、提出された書類等は返却しない。
- (13) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び和歌山市の条例・規則等の定めるところによる。
- (14) その他必要な事項については、和歌山市観光協会と受託候補者が別途協議のうえ定める。